

令和6年度

豊沢川農業水利事業

豊沢ダム県道12号線特定測量他用地測量調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、豊沢川農業水利事業 豊沢ダム県道12号線特定測量他用地測量調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号 令和5年11月13日最終改正）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

なお、今後共通仕様書に改正があった場合は、改正後の共通仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

岩手県花巻市豊沢字北向地内他（別添位置図のとおり）

(2) 調査区域

① 地域区分は、森林とする。

② 調査区域面積は、A=5.16ha とする。

(班編制)

第3条 本業務は、用地測量2班以上、用地調査1班以上の編成により行うものとする。

(土地の立入り等)

第4条 本業務のため第三者の土地に立入り又は一時使用する場合は、共通仕様書第42条に定める事項を遵守し関係地権者と十分協調を保ち、トラブルが発生しないよう心掛けなければならない。

(障害物の伐除)

第5条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。

ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除した場合の補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第6条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

① 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

② 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

（低入札価格契約における第三者照査）

第7条 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ① 照査術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 16 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対して相当の期間を定めてその修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（保険加入）

第 8 条 受注者は、共通仕様書第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 測 量 条 件 及 び 貸 与 資 料 等

（測量の基準及び精度等）

第 9 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- （１）測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。
- （２）測量及び面積測定の精度区分は、乙 1 による。
- （３）縮尺は、1/500 とする。

（貸与資料等）

第 10 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
平成 29 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム池敷用地測量業務 報告書	一 式	
平成 29 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム池敷基準点測量（その 2）業務 報告書	一 式	
平成 30 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム池敷用地測量調査業務 報告書	一 式	
令和 4 年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム局舎用地転写連続図作成他業務 報告書	一 式	

令和5年度 豊沢川農業水利事業 豊沢ダム警報局舎他用地測量業務 報告書	一 式	
その他必要な資料	一 式	

- 2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

(業務の成果品質確保対策)

第11条 契約後、業務着手時において受発注者間の測量調査方針、条件等の確認の場として次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに豊沢川農業水利事業建設所長、和賀中央農業水利事業所事務次長・担当課長、主任監督職員(主催)、監督員等が、測量調査方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図る。

イ) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議である。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ① 測量調査条件・前提条件
- ② 作業計画の妥当性
- ③ スケジュール
- ④ 測量調査変更内容
- ⑤ その他

ロ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ業務変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに豊沢川農業水利事業建設所長、和賀中央農業水利事業所事務次長・担当課長、主任監督職員(主催)、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、測量調査条件や留意点、関連事業の情報、測量調査方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、検証・照査済一覧表については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 会議費等経費

「業務確認会議」に必要な経費については、現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については、現行歩掛での現地調査経費に含まれている。

「照査の確実な実施(最終打合せ)」の照査技術者自身による報告に必要な経費は、最終打合せ経費に含まれている。

(5) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施

工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

- (6) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第12条 本業務の作業項目及び数量は、「別紙－1 作業項目及び数量」のとおりである。

(留意事項)

第13条 作業項目ごとの留意事項は、次のとおりである。

(1) 境界測量

- ① 杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は4.5cm×4.5cm×45cm、赤色のペイントで着色する。
- ② 立合い通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。
境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。

(2) 用地境界仮杭の設置

- ① 工事平面図等に基づき取得、仮設用地等土地使用する用地について、用地境界仮杭を設置する。
- ② 杭の材料は木杭又はプラスチック杭とし、規格は7.0cm×7.0cm×60cmとする。
取得用地については頭部を赤色で着色、仮設用地については頭部を黄色で着色する。
なお、杭には油性マジックで点番号等を記すものとする。

(3) 用地実測図の作成

図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(4) 用地平面図等の作成

- ① 用地平面図を基に、土地取得図、土地使用図、境界点番号図を作成する。
- ② 上記①で作成した土地取得図、土地使用図に面積計算の結果を求積表として記載する。
- ③ 図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(5) 面積計算

土地の取得、仮設用地等土地使用する用地について面積計算を行うものとする。

(6) 土地調書の作成

土地取得、仮設用地等土地使用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。

(7) 地積測量図（案）等の作成

地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18）第73条から第78条及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日法務省民二第456号法務省民事局長通達）第50条から第51条までの規定による。

(8) 立竹木の調査

① 立木の測定方法は、次により行うこととする。

ア 胸高直径

- (ア) 測定位置は、地際（地表面）より 1 2 0 センチメートル上方の幹とする。
- (イ) 測定方法は、輪尺又は直径巻尺により行う。なお、輪尺を用いる場合で、胸高直径の断面が不整形で最小径と最大径の差が特に著しいときは平均直径とする。
- (ウ) 測定位置に枝節又はこぶ等があり異形をなす立木は、測定値の上下におけるそれぞれの直径を測定し平均する。
- (エ) 胸高部以下で分岐し、幹枝の区分の困難な分岐木の胸高直径は、各樹幹をそれぞれ独立の立木とみなして測定する。

イ 根本周囲及び株回り

巻尺を用いて地際を測定する。

ウ 枝幅

樹冠の最長、最短の測定値を平均する。

エ 樹高

地際（傾斜地においては山側地際）より梢頭（樹冠の最端）までの垂直の高さを測定する。なお、徒長枝（樹冠線の外に飛び出した枝）は含まない。

② 用材林立木については、間伐等により適正な立木密度が確保されているか等の管理程度を調査する。

③ 峰越雨量観測局、無線中継局は国有林野内に位置していることから、この区域内の立木調査にあつては、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年 6 月 23 日法律第 246 号）第 6 条の 5 の規定により農林水産大臣が指定する調査機関に籍を置く者が調査及び取りまとめを行い、管轄する森林管理署にその成果を提出する。

第 4 章 成 果 物

（成果物等）

第 14 条 提出する成果物及び提出部数等は、「別紙－ 2 成果物一覧表」のとおりである。

2 成果物の提出先は、東北農政局和賀中央農業水利事業所 豊沢川農業水利事業建設所とする。

第 5 章 業務実績データの作成及び登録

（登録機関）

第 15 条 共通仕様書第 12 条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター（関東農政局 土地改良技術事務所）とする。

第6章 そ の 他

(管理技術者及び打合せ)

第 16 条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局和賀中央農業水利事業所 豊沢川農業水利事業建設所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、署名するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとする。なお、業務に着手するとき及び成果物とりまとめの段階には管理技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局和賀中央農業水利事業所 豊沢川農業水利事業建設所とする。

(1) 業務に着手するとき

(2) 業務の中間

(3) 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 41 条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑 義)

第 17 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員と協議するものとする。

[illegible]

成果物一覧表

施設名	成果物		数量	装丁等	備 考
県道12号線	用地実測図	電子データ 書面 原図	正副2部 1部 1部	CD-R等 綴じ込み 図面ファイル	
	3級基準点及び補助基準点 測量成果	電子データ 書面	正副2部 1部	CD-R等 綴じ込み	
幕館水位観測局 鉛水位観測局 高倉放流警報局 佐野水位観測局 志戸平放流警報局 法領放流警報局	用地平面図等 ①土地取得図 ②土地使用図 ③占・使用求積図 ④境界点番号図	電子データ 書面 原図	正副2部 1部 1部	CD-R等 綴じ込み 図面ファイル	
	土地調書	電子データ 書面	正副2部 1部	CD-R等 綴じ込み	
県道12号線 ダム敷内赤線 幕館水位観測局 鉛水位観測局 高倉放流警報局 佐野水位観測局	地積測量図(案)等	電子データ 書面 原図	正副2部 1部 1部	CD-R等 綴じ込み 図面ファイル	
峰越雨量観測局 無線中継局	国有林野使用承認申請書類及び 保安林内作業行為許可申請書類	電子データ 書面	正副2部 1部	CD-R等 綴じ込み	
	国有林野使用求積図及び 保安林内作業行為許可申請図	電子データ 書面 原図	正副2部 1部 1部	CD-R等 綴じ込み 図面ファイル	
	立竹木の図面	電子データ 書面	正副2部 1部	CD-R等 綴じ込み	
	立竹木の調査書	電子データ 書面	正副2部 1部	CD-R等 綴じ込み	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、図解発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 25 情報 第 795 号）

